

根室市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等の対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

附 則

この審査基準は、令和5年12月13日から施行する。